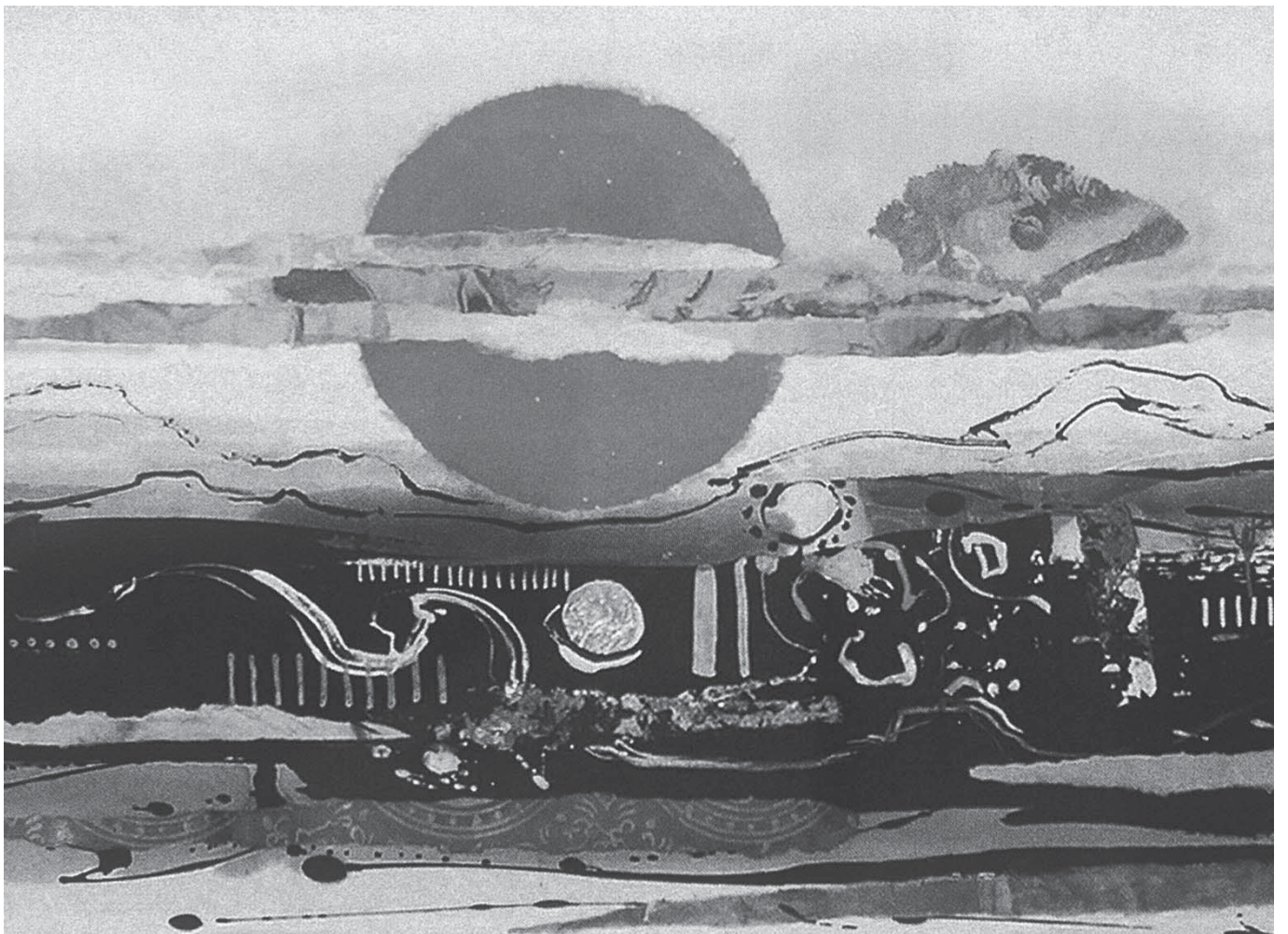


法人こおりやま

2015. 11

第449号

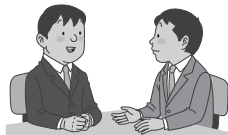


題名/秋の宴 提供/大波 天久 中国書法研究院客員教授

新入会員を募集中!!

正しい税知識を身につけたい。
 もっと積極的な経営をめざしたい。
 社会のお役にたちたい。

そんな経営者の皆様を
 支援する全国組織、それが**法人会**です。
 随時、新入会員を募集しておりますので、
 ぜひ、お知り合いの企業がございましたら、
 ご紹介お願いいたします。



郡山法人会事務局 (TEL:024-933-7777)

詳しくはホームページで!

目次

税務署ニュース

年末調整説明会での説明事項は、

国税庁ホームページで

確認できます!

2

税のミニ通信

今更ながらの消費税転嫁対策

特別措置法

3

平成28年度税制改正提言

4

トピックス

8

税務署ニュース

**年末調整説明会での説明事項は、
国税庁ホームページで確認できます!**

国税庁ホームページにおいて、年末調整に関する各種情報を掲載しています。

① Web-TAX-TV (インターネット番組「税に関する動画」)

年末調整説明会での説明事項をインターネット番組で放映しています。「年末調整のしかた」と「法定調書の作成と提出」については、年末調整説明会の内容とおおむね同じ内容となっており、国税庁ホームページで視聴することができます。

インターネットの利用環境がない方には、税務署において Web-TAX-TV と同じ内容の「年末調整のしかた」と「法定調書の作成と提出」のCD又はDVDの貸し出しを行っています。

貸し出しについては、最寄りの税務署にお問い合わせください。

《アクセス方法》

国税庁ホームページ又は下記のアドレスからご利用ください。

アドレス <http://www.nta.go.jp/webtaxtv/index.html>

② 年末調整がよくわかるページ

年末調整の時期には、年末調整に関する情報を集約したページを開設し、年末調整の際に使用する各種様式や手引を掲載しています。

各種様式が必要な時に、ダウンロードして印刷することができます。

《アクセス方法》

国税庁ホームページ又は下記のアドレスからご利用ください。

アドレス <http://www.nta.go.jp/gensen/nencho/index.htm>

ご不明な点については、各税務署にお問い合わせください。

「年末調整のしかた」など、国税に関する一般的なご相談は、『電話相談センター』でお答えします。税務署の代表電話へおかけいただくと、自動音声でご案内します。

- ・東日本大震災に関する国税のご相談……………『0番』
- ・国税に関する一般的なご相談(年末調整のしかた、法令の解釈等)……………『1番』
- ・税務署からの照会に関する問い合わせや面接相談の事前予約……………『2番』



詳しくは、国税庁ホームページへ

<http://www.nta.go.jp>

税のミニ通信

今更ながらの消費税転嫁対策特別措置法

平成29年4月からと1年半延期されましたが、本年10月は当初予定では消費税が10%になっていた時期でした。力関係で中小企業等が増加分の消費税を負担することになってしまわぬよう消費税法とは別建てで“消費税転嫁対策特別措置法”が施行されており、その適用期限も平成30年9月30日までとやはり1年半延長されています。8%にアップした26年4月からは1年半経っていますので、理解も進んでいるものとは思われますが、“際どい”と思われる要求があったという話も無きにしも非ず。報道も下火になっていますが、依然公正取引委員会では全国で説明会を開催していますし、ある意味みせしめの「悪質な事例について社名の公表」も大手中心ではありますが26年4月を皮切りに今夏27年7月までコンスタントに行われています。27年6月10日までの東北地区の調査着手件数118件、うち立入検査43件、処理としては勧告2件、指導56件で勧告2件は実名公表。経営もコンプライアンスの時代、悪評が業績悪化に直結しますので、中小企業でも自らが中小企業等からの“買い手”となる場合要注意です。



東北税理士会郡山支部
税理士 木村 卓美

購買担当は仕入や外注の価格を低く抑えれば“手柄”ですので“価格交渉”が行われるのが日常ではありますが、消費税の転嫁は粛々と行われなければなりません。そもそも上層部の理解だけで上意下達が不十分だったり、また制度導入時に理解を進めた企業も、購買担当が変わった際にNG事項の引継ぎがなかった、などということの生じない社内体制づくりが肝要、以下「転嫁拒否等」に絞って掲げます。

第1 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

1. 特定事業者の遵守事項(特定事業者は特定供給事業者に対し、次の行為を行ってはならない。)
 - (1) 減額・買ったたき
 - (2) 商品購入、役務利用又は利益提供の要請
 - (3) 本体価格での交渉の拒否
 - (4) 報復行為(2)はバーター取引の要求ですのでそれ以外について具体的に中小企業庁のホームページより引用すると

「減額」、「買ったたき」として問題となる具体例

〈減額〉

- ×消費税分を支払わないこと。
- ×売り手と本体価格に消費税分を上乗せする契約をしていたのに、実際に支払う段階になって消費税分を下げる。

〈買ったたき〉

- ×原材料費は変わらないのに、新しい税率の消費税分を上乗せした税込価格よりも低い税込価格を売り手に対して指定する。

「減額」、「買ったたき」とはならないケース

- 商品に問題がある場合や、納期に遅れた場合等、特定供給事業者(売り手)に責任があるために、相当と認められる金額の範囲内で取引価格を下げる場合など。
- 特定事業者(買い手)からの大量発注、特定事業者(買い手)と特定供給事業者(売り手)による商品の共同配送、原材料の共同購入等により、特定供給事業者(売り手)にもコスト削減効果が生じていることから、双方の自由な価格交渉の結果、当該コスト削減効果を対価に反映させる場合など。

「本体価格(税抜価格)での交渉の拒否」として問題となる具体例

- ×売り手が提出した「本体価格と消費税額を別々に記載した見積書等」を買い手が拒み、消費税額を加えた総額のみを記載した見積書等を再度提出させる。
- ×買い手が消費税額を加えた総額しか記載できない見積書等の様式を定めて、売り手にその様式の使用を余儀なくさせる。

報復行為

特定供給事業者(売り手)が公正取引委員会等に対して、その事実を知らせたことを理由として、取引数量の削減や取引停止、その他の不利益な取扱いをすることを禁止します。

平成28年度
税制改正
提言

法人会は、来年度の税制改正に望む提言をまとめました。税制改正提言は、全国の中小企業の真摯なる声として政府・国会に届き、毎年、多くの改正実現をみています。



Ⅰ 税・財政改革のあり方

我が国の財政は国・地方を合わせた長期債務残高が国内総生産（GDP）のほぼ2倍に達するなど、先進国の中で突出して悪化している。

その原因が「受益」と「負担」のアンバランスにあることは論をまたない。「受益」とは行政サービス、つまり歳出であり、「負担」とはそれを賄うべき税収による歳入である。税・財政改革の基本は、まさにこのアンバランス是正にあるといつてよい。

我が国の財政は国・地方を合わせた長期債務残高が国内総生産（GDP）のほぼ2倍に達するなど、先進国の中で突出して悪化している。その原因が「受益」と「負担」のアンバランスにあることは論をまたない。「受益」とは行政サービス、つまり歳出であり、「負担」とはそれを賄うべき税収による歳入である。税・財政改革の基本は、まさにこのアンバランス是正にあるといつてよい。

厳しい財政状況を踏まえ、国・地方とも 行財政改革の 徹底を!

我が国の財政は国・地方を合わせた長期債務残高が国内総生産（GDP）のほぼ2倍に達するなど、先進国の中で突出して悪化している。その原因が「受益」と「負担」のアンバランスにあることは論をまたない。「受益」とは行政サービス、つまり歳出であり、「負担」とはそれを賄うべき税収による歳入である。税・財政改革の基本は、まさにこのアンバランス是正にあるといつてよい。

上げによる社会保障財源確保という歳入改革に乗り出したのはこのためだが、まだほんの一步に過ぎない。「受益」と「負担」のアンバランスが解消に向かわない限り、我が国の財政も社会保障制度も立ち行かなくなる。それは国民の間に将来不安を醸成し、日本経済にも多大な悪影響を及ぼす。そうした事態を回避するには、中長期的に歳出・歳入一体で強力な改革に取り組むことが極めて重要であろう。

1. 財政健全化に向けて

先進国の中で突出して悪化した財政の健全化は国家的課題である。

財政の信認が失われれば金利の急上昇などにより、財政だけでなく日本経済そのものも危機に陥りかねないからである。

政府は経済再生と財政健全化の両立を目指し、「骨太の方針2015」で「経済再生なくして財政健全化なし」との基本哲学を示したが、同時に「財政健全化なくして経済再生なし」という考え方も重要であろう。

政府はかねて①2015年度に国・地方を含めた基礎的財政収支（プライマリーバランス）PB、赤字の対GDP比半減②2020年度に黒字化、長期債務残高対GDP比の安定的引き下げ——という財政健全化目標を掲げてきた。15年度の目標は消費税率8%への引き上げなどで達成見込みとなった。20年度目標も「骨太の方針2015」の財政健全化計画で堅持することを再確認し、新たに18年度までを集中改革期間と位置づけ、PB赤字対GDP比1%程度を目安とする中間目標を設定した。

しかし、内閣府が本年7月に示した新たな「中長期的経済財政に関する試算」によると、20年度は実質2%、名目3%以上という高い成長を前提とした「経済再生ケース」でも、6.2兆円のPB赤字が残り黒字化にほど遠い。18年度の赤字もGDP比1.7%（9.5兆円）と目標の1%に届かない。

財政健全化計画は、17年4月に先送りされた消費税10%への引き上げ以外の増税は想定しておらず、税の

自然増収と歳出抑制だけで黒字化を達成するとしている。しかし、税収は景気次第で上振れもすれば下振れもすることに十分留意する必要がある。歳出にしても、18年度までの3年間で政策経費の増加額を1.6兆円（社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円）程度に抑制するとしているものの、その数字を裏付ける具体的抑制策は示されていない。

来年度予算の概算要求基準（シーリング）も、3年連続で歳出上限の設定を見送っている。

財政健全化目標を達成するには、厳しい財政規律の下で歳出・歳入両面からより堅実な数値目標を設定して地道に取り組むことが求められる。

(1) 財政健全化は歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出は聖域を設けず具体的削減の方策と工程表を明示し着実に実行すべきである。

(2) 消費税率10%への引き上げに当たっては、経済

への負荷を和らげる財政措置も必要であるが、それが財政健全化の阻害要因とならないよう十分注意すべきである。

(3) 国債の信認が揺らいだ場合、金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長をも左右すると考えられる。市場の動向を踏まえた細心の財政運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することである。

とくに、年金受給年齢に達した団塊の世代が10年後にはすべて後期高齢者になる超高齢化を考えると、医療、介護分野の給付抑制が喫緊の課題である。

こうした中で「骨太の方針2015」は今後3年間の社会保障関係費の伸びを1.5兆円に抑える目安を示した。

これは毎年約1兆円と見込まれる自然増を半分抑制

制するわけで意欲的ともいえる。

その目安達成に向けては、医療費の地域差是正や後発医薬品（ジェネリック）の大幅な使用促進など多くの対策も掲げている。

しかし、いずれの対策も実現性や効果については極めて不透明であり、早急に対策実施の工程と数値目標を明確化する必要がある。

とくに、来年度が2年に一度の改定年にあたる診療報酬をどう抑制するかは、その試金石となる。

また、社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すことも重要である。

医療費・介護費の抑制につながる注目されている健康寿命の問題についても、こうした見直しの議論を踏まえつつ、客観的なデータ分析に基づく実効性ある取り組みが求められる。

(1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。

(2) 医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）

体系を見直すとともに、ジェネリックの普及率80%以上を早期に達成する。

(3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にメリハリをつけ、給付のあり方を見直す。

(4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5) 少子化対策では、現金給付より保育所の整備など現物給付に重点を置いた方が効果的である。

(6) 企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

先送りされた消費税率10%への引き上げは、2017年4月に確実に実施されることになった。これは財政健全化と社会

保障の安定財源確保にとつて不可欠だが、その前提に「行革の徹底」があったことを改めて想起すべきである。

消費税引き上げは国民に痛みを求めることになりはなくなり、その理解を得るには地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならない。

しかし、国会は衆参両院とも1票の格差是正のみを理由とした小手先の定数増減策に終始しており、本来の大胆な議員定数削減に向けた議論を怠ったままである。

公務員改革や特別会計と独立行政法人の改革も後退している印象が強い。

以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求めたい。

(1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。

(2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

(3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。

(4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

消費税率10%への引き上げにあたっては、前述した行政改革の徹底、歳出の見直しに本腰を入れるだけでなく、景気動向も十分注視する必要がある。

とりわけ、中小企業にとって円滑に価格転嫁できるかどうかは死活問題であり、さらなる環境整備が重要である。

また、政府・与党が低所得者対策として導入する予定の軽減税率については、以下に示したようにさまざまな問題点があることから、税率10%段階での導入は必要ないと考える。

(1) 軽減税率は事業者の事務負担、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多く、当面（税率10%程度までは）は単一税率が望ましい。

また、インボイス（税額票）については、単一税率であれば現行の「請求書等保存方式」で十分対

応できるものと考えるので、導入の必要はない。

(2) 低所得者対策は現行の「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当である。

(3) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

(4) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

5. マイナンバー制度について

マイナンバー制度は2016年1月から運用が開始されるが、国民や事業者が正しく内容を理解しているとは言い難い。

国は、制度の仕組みなどについて周知に努め、定着に向けて取り組んでいく必要がある。

とくに、年金情報流出問題などが発生したことから国民の間に不安感が高まっ

ている。

マイナンバー運用に当たっては、個人情報漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護が十分に担保される措置を講じるこ

とが重要である。社会保障と税、災害対策となつている利用範囲の拡大についても、広範な国民的議論が必要となる。

また、マイナンバーによる国民の利便性を高めるためにも、e-TaxやeLTAxを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きの簡略化を図るべきである。

同時に、システム構築面などで行政側のコスト意識の徹底も求めておきたい。

6. 今後の税制改革のあり方

今後の税制改革に当たっては、①経済の持続的成長と雇用の創出、②少子高齢化や人口減少社会の急進展、③グローバル競争とそれがもたらす所得格差など経済

社会の大きな構造変化、④国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性——な

どにどう対応するかという視点を踏まえ、税制全体

II. 経済活性化と中小企業対策

日本経済はアベノミクスが一定の効果を受け、円安・株高の定着や企業収益の改善などを背景に緩やかな回復を続けている。

ただ、現状では「異次元緩和」の追加措置など金融政策によるところが大きいとされており、できるだけ早期に国民の実質所得、個人消費、設備投資の好循環という持続的な成長サイクルを構築しなければならない。

政府もそうした点を重視し、新たな成長戦略で潜在的成長力の強化を打ち出しているが、その政策は総論

的で説得力に欠ける。とくに中心的役割を担うべき規制改革は医薬分業の一部緩和などにとどまっている。医療、雇用、農業分野の岩盤規制に風穴をあけるには、さらなる踏み込み

が必要である。成長戦略のもう一つの柱である法人実効税率の引き下げは実施段階に入り、来年度までの引き下げスケジュールは決まったが、政府

を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

が目指す20%台に向けたその後の道筋と代替財源の確保は示されていない。

また、中小企業にはアベノミクス効果が十分に届いていないという現実も十分に認識する必要がある。

地域経済と雇用を担う中小企業の力強い成長がなければ、日本経済の真の再生は望めず、税制面からもさらなる対応が必要である。

1. 法人実効税率20%台の早期実現

法人実効税率は平成27年度に32.11%に引き下げられ、28年度には31.33%となる。政府はさらに20%台まで引き下げることについているが、その日程については「数年間で」とするにとどまっている。

アジアや欧州各国との税率差は依然として残っているうえ、社会保険料を含めた企業負担は年々高まつており、国際競争力や外国資本の対日投資面などで懸

念が指摘されている。

こうした観点から、法人の税負担は地方税を含めて軽減する必要がある、「20%台」は早期に実現すべきである。

税率引き下げの代替財源については、財政健全化目標との関係なども踏まえれば、引き続き恒久財源の確保を原則とすべきで、具体的財源は税制全般の改革の中で検討されるのが望ましい。

(1) 我が国の立地条件や国際競争力強化などの観点から、早期に欧州、アジア主要国並みの20%台の法人実効税率を実現する。

(2) 代替財源として課税ベースを拡大するに当たっては、中小企業に十分配慮すべきである。

① 租税特別措置については、政策目的を達したもので適用的なものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、後述する中小企業向けの措置については本則化する。

② 地方税については応益課税の原則を考慮すべきではあるが、中小企業は経営基盤が弱く、担税力が低いこと等か

ら、法人事業税の外形標準課税の対象範囲を拡大すべきではない。

③ 特定同族会社の内部留保に対する留保金課税について、「資金調達」の困難性」など中小企業の厳しい実情を踏まえ、適用対象範囲の拡大を行うべきではない。

④ 中小企業の活力増大と成長の促進に資する観点から、「中小企業者に対する法人税率の特例（軽減税率）」と租税特別措置」の適用範囲の見直しは行うべきではない。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は我が国経済の礎であり、地域経済の担い手である。グローバル化など時代や環境の変化の中で中小企業が存在感を確保し、経済社会への貢献を続けられるような税制の確立が求められる。

(1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化する。また、昭和56年以

来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。

なお、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の適用期限が平成28年3月末までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

- ① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。
- ② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる存在である。

その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。

平成27年1月から納税猶予制度が改正され、要件緩和や手続きの簡素化など大幅な見直しが行われたが、事業承継を円滑に行うにはまだ不十分であることから、さらに以下の点について見直す必要がある。

- (1) 相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実
 - ① 株式総数上限（3分の2）の撤廃と相続税の納税猶予割合（80%）を100%に引き上げる。
 - ② 死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除する制度に改める。
 - ③ 対象会社規模を拡大する。
- (2) 親族外への事業承継に対する措置の充実
 - ① 親族外承継も重要な課題であり、円滑な承継を支援するとの観点から、所要の措置を講じる。
- (3) 事業用資産を一般資産

と切り離れた本格的な事業承継税制の創設
我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。

とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは控除する制度の創設が求められる。

Ⅲ 地方のあり方

(1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。

(2) 広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。

基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。

(3) 地方においても、それぞれ行財政改革を行うために、民間のチェック機能を活かした「事業仕分け」のような手法を広く導入すべきである。

(4) 地方公務員給与は、国家公務員給与と比べたラスパイクス指数（全国平均ベース）が是正されつつあるものの、依然としてその水準は高く、適正水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

(5) 地方議会は、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。

また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

トピックス

郡山法人会「田村支部、三春支部、小野支部合同講演会」開催

10月20日、田村支部・三春支部・小野支部の合同講演会をウェディングプラザ丸美(田村市)にて、とうほう地域総合研究所理事長の阿部隆彦氏を迎え、「ふくしまの経済と産業」と題し講演会を開催した。

福島県の人口動向、経済及び産業の現状を分かりやすく説明し、会員はじめ一般聴講者約120名は熱心に聞き入っていた。

「福島県は首都圏へのアクセスに優れ、豊富な森林資源・水資源など、恵まれた環境にあり、まだまだ伸びる県である。」と語り、最後に「人口減少をくい止める努力、高付加価値の産業を生み出す努力が必要ではないか。」と講演を終えた。

開催にあたり、福島県知事 内堀雅雄様、田村市長 富塚宥暲様、三春町長 鈴木義孝様、小野町長 大和田昭様にご臨席を賜り、ご来賓を代表し、内堀県知事、大和田小野町長にご祝辞を頂戴し、講演会に花を添えていただいた。



田村支部、三春支部、小野支部合同講演会

会員親睦ゴルフコンペ開催

10月16日、第6回目となるゴルフコンペを郡山ゴルフ倶楽部において開催し、24名が参加した。当日は絶好のゴルフ日和で、プレーを通じ会員相互の親睦を深めた。成績は次の通り。(敬称略)

- 優勝 = 矢部祥子(株)財經戦略研究所
- 準優勝 = 芝 明彦(郡山ビューホテル(株))
- 第3位 = 別府一男(岩通東北(株))



法人会の「経営者大型総合保障制度」
広げよう
企業保障の
大きな傘を

法人会の「経営者大型総合保障制度」は昭和46年に発足し、
 会員のみならずと共歩んでまいりました。
 これからも会員のみなさまをお守りしてまいります。

DAIDO 大同生命

郡山支社/福島県郡山市中町1-22
 TEL 024-922-0860

AIU AIU保険会社
Member of AIG

郡山支店/福島県郡山市中町1-22
 (郡山大同生命ビル6F) TEL 024-932-0822